

東京都シルバーパス 更新手続きのお知らせ

9月30日(金)まで有効のシルバーパスをお持ちの方には、8月下旬～9月上旬に東京バス協会から更新手続きのお知らせと更新申込書が郵送されます。

引き続き発行を希望する方は、9月中に更新手続きを済ませてください。新しいシルバーパスは、発行日から平成24年9月30日(日)まで利用できます。

①平成23年度市民税課税で、22年の合計所得金額が125万円を超えている方＝20,510円、②23年度市民税非課税の方＝1,000円、③22年度に経過措置で1,000円でシルバーパスの発行を受けている、または23年度は市民税課税であるが、22年の合計所得金額が125万円以下の方＝1,000円

更新申込書、現在使用中のシルバーパス、本人確認書類(保険証・運転免許証など)、②③の方は非課税などを確認できる書類(平成23年度介護保険料納入<決定>通知書、平成22年度市民税課税<非課税>証明書、生年月日・生活扶助が記載された生活保護受給証明書のいずれか一つ)を持参し、更新手続きのお知らせで指定された更新窓口へ

※今年度は大沢コミュニティセンターでの更新は行われません。

東京バス協会シルバーパス専用 ☎03-5308-6950・東京都福祉保健局在宅支援課 ☎03-5320-4177(いずれも土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

市内の空間放射線量測定結果

市では、7月5日より、市内6カ所の定点観測地点を含む100カ所の空間放射線量の測定を行っています。

※単位は「毎時マイクロシーベルト」 ※園庭・校庭など各施設の中心部で測定

測定日	施設	地上1m	測定日	施設	地上1m
8月4日	七小	0.08	8月9日	三鷹の森ジブリ美術館	0.08
	井口小	0.06		大沢野川グラウンド	0.09
	二中	0.05		大沢総合グラウンド	0.06
	大沢台小	0.06		井口特設グラウンド	0.06
	七中	0.07		北野スポーツ広場	0.09
8月5日	三鷹木の実保育園	0.07	8月12日	下連雀鷹の子児童公園	0.07
	椎の実子供の家	0.06	8月15日	東部下水処理場	0.05
	みたかつくしんぼ保育園	0.06	環境センター	0.09	
	第二小羊チャイルドセンター	0.07	下連雀しらかば児童公園	0.07	
	まなびの森保育園三鷹	0.09	下連雀児童公園	0.05	
8月8日	星と森と絵本の家	0.06	8月16日	下連雀きたうら児童公園	0.07
	北野ハピネスセンター	0.07		井口第2都営児童遊園	0.07
	むらさき子どもひろば	0.06		都営深大寺児童遊園	0.08
	東児童館	0.06		東野児童公園	0.05
	西児童館	0.06		野崎都営児童遊園	0.06
	子ども林間研修広場	0.06			

市ホームページで、同じ施設の異なる場所・地上5cm地点の結果などくわしい測定結果をお知らせしています。トップページ「東日本大震災関連情報」からご覧ください。

☎環境政策課 ☎内線2523

そのほかの市内放射性物質測定結果

※単位は「Bq(ベクレル)/kg」

採取日	場所	対象	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
7月11日	環境センター	主灰(注1)	不検出	153	198
		飛灰(注2)	不検出	1,493	1,916
21日	環境センター	排ガス	不検出	不検出	不検出
27日	東部下水処理場	脱水汚泥	不検出	28.0	41.9
8月2日	上連雀浄水所	水道水(注3)	不検出	不検出	不検出
9日	三鷹新川浄水所	水道水(注3)	不検出	不検出	不検出

(注1)主灰とは、燃やしたごみの燃えがらで、焼却炉から排出される灰のことです。
(注2)飛灰とは、ろ過集じん機などで捕集したダスト(ばいじん)のことです。
(注3)水道水は、各浄水所の出口で採取した水道水です。
※「不検出」となる検出限界値はそれぞれ異なります。

☎同センター ☎46-5780、☎同処理場 ☎03-3309-1447、☎水道部工務課 ☎内線3433



・毎時マイクロシーベルトとは、放射線が人体に与える影響を1時間当たりで表す単位です。
・1マイクロシーベルトとは、1シーベルトの100万分の1を表す単位です。
・ベクレルとは、放射線を放つ放射能の量であり、放射能の強さを表す単位です。

「三鷹市駐輪場整備基本方針」を策定しました

公共の場所における自転車の放置を防止し、歩行者の安全を図るとともに、自転車の適正な利用による安全で快適な自転車利用を実現するため、「三鷹市駐輪場整備基本方針」を策定しました。方針の概要は、次のとおりです。

◆駐輪場運営・整備の適正化の視点

駐輪場の利用状況や運用実態などを踏まえ、公平で適正な受益者負担を求めため、基本的に、利用登録駐輪場、買物駐輪場および無料駐輪場を廃止し、一時利用駐輪場と定期利用駐輪場の2区分の有料駐輪場とバス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド駐輪場)に再整備し、次の9つの視点を基本に取り組みます。

◇9つの視点

- ①自転車利用者のマナーの向上
- ②利便性の高い駐輪施設の設置
- ③安定的な駐輪施設の運営
- ④受益者負担の適正化
- ⑤買物環境の整備と商店街の振興
- ⑥鉄道駅に集中する自転車の分散化
- ⑦放置自転車対策の推進
- ⑧民間活力を活用した駐輪場管理・運営手法の導入
- ⑨近隣自治体との利用料金の均衡と利用の連携

◆自転車利用者のマナー向上

交通ルールの順守と安全運転のマナーの向上を図るとともに、安全な自転車利用に向けた教育・啓発を推進するため、自転車安全講習会の受講を促し、交通事故の抑制を図ります。

◆適正な利用料金の体系化

鉄道駅からの距離や駐輪施設の状況などに応じて利用料金を設定し、駐輪場利用者から公平で適正な受益者負担を求めます。

◆駐輪場の整備予定

三鷹市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正を行い、段階的に駐輪場を整備します。第1段階として、平成24年4月1日から、三鷹駅周辺を整備する予定です。また、第2段階として、平成25年4月1日から、井の頭公園駅、三鷹台駅およびつつじヶ丘駅周辺を整備する予定です。

※同方針の全文は、市ホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_news/027/027203.html) http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_news/027/027203.htmlに掲載しています。また、道路交通課(市役所5階51番窓口)、相談・情報センター(市役所2階)で配布しています。

☎同課 ☎内線2883

自転車走行空間のシンボルカラーとサインを統一します

市では、平成20・21年度に全国に先駆けたモデル地区として、かえで通りに自転車道を整備しました。また、かえで通り南端に接する東八道路では、東京都による自転車走行空間の整備が行われており、ネットワークが広がりつつあります。

こうした中、整備主体の違いによって路面の表示や頭上のサインが統一されていないとの声が寄せられています。自転車利用者や歩行者にとって分かりやすい統一されたサインなどを作成し、歩行者、自転車および自動車それぞれが安心して安全に通行できる道路環境の創出を目指して、東京都北多摩南部建設事務所、三鷹市、府中市、調布市、小金井市が協働で「自転車利用共通ルール(案)」を取りまとめました。くわしくは市ホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/027/027167.html) http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/027/027167.htmlをご覧ください。今後整備する自転車走行空間や、既に整備した自転車走行空間の更新の際に試行としてサインなどの整備を推進します。

☎ 道路交通課 ☎内線2845



自転車マークA



自転車マークB



歩行者マークA



歩行者マークB



歩行者優先マークA



歩行者優先マークB

駐輪場に関するアンケート調査を実施しました

市の自転車対策への取り組みの参考とするため「駐輪場に関するアンケート調査」を実施し、多くの市民の方にご協力をいただき、ありがとうございました。

調査結果は、市ホームページ [HP](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_news/027/027218.html) http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_news/027/027218.htmlでご覧いただけます。

☎ 道路交通課 ☎内線2883